

平成29年度 監査結果一覧表

1. 【公用財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態(97件)
2. 【公用財産】研修施設の使用実態(32件)
3. 【公共用財産】港湾施設の使用実態(6件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	類型
庁舎等の有効活用	a 庁舎等に余剰が生じている等のため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b 借受庁舎等に余剰が生じている等のため、借受解消を求めたもの。
財産管理の不備	c1 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	c2 管理委託契約上の利用計画と現況が相違していたため、是正を求めたもの。
用途廃止	d1 近接等に所在する庁舎等に余剰が生じているため、移転入居による用途廃止を求めたもの。
	d2 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止を求めたもの。

(注) 「平成29年度 国有財産監査の結果」の2ページに記載した指摘内容を類型別に記号で表したもの。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	札幌地方検察庁	一般	—	苫小牧法務総合庁舎	北海道苫小牧市旭町3丁目5番5	留意	苫小牧法務総合庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約640㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
2	a	法務省	仙台法務局	一般	—	石巻支局	宮城県石巻市恵み野6-5-6	留意	石巻支局は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約580㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
3	a	法務省	秋田地方法務局	一般	—	秋田地方法務局大曲支局	秋田県大仙市大曲住吉町23-2	検討	秋田地方法務局大曲支局は、余剰（約520㎡）が生じていることから、老朽化が認められる大曲森林事務所（秋田森林管理署）及び借受庁舎である自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
4	a	法務省	山形地方法務局	一般	—	分室	山形県山形市あけぼの2-1-7	検討	分室は、余剰（約640㎡）が生じていることから、東北厚生局山形事務所の借受倉庫の機能を移転させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
5	a	法務省	仙台地方検察庁	一般	—	石巻法務合同庁舎	宮城県石巻市泉町4丁目34-6	検討	石巻法務合同庁舎は、余剰（約550㎡）が生じていることから、老朽化の進んでいる石巻・鮎川合同森林事務所（宮城北部森林管理署）を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
6	a	法務省	東京法務局	一般	—	東京法務局板橋出張所	東京都板橋区板橋1-44-5	検討	東京法務局板橋出張所は、余剰（約80㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、有効活用を図る必要がある。
7	a	法務省	佐賀地方法務局	一般	—	武雄支局	佐賀県武雄市武雄町大字昭和832	留意	武雄支局は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約310㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
8	a	財務省	札幌国税局	一般	—	江差地方合同庁舎	北海道檜山郡江差町字姥神町167番1	検討	江差地方合同庁舎は、余剰（約70㎡）が生じていることから、借受庁舎である自衛隊函館地方協力本部江差地域事務所を移転入居させ、有効活用を図る必要がある。
9	a	財務省	東北財務局	一般	—	山形財務事務所庁舎	山形県山形市緑町2-9-1	検討	山形財務事務所庁舎は、余剰（約160㎡）が生じていることから、借受庁舎である東北厚生局山形事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
10	a	財務省	仙台国税局	一般	—	石巻税務署	宮城県石巻市千石町79-4外	留意	石巻税務署は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約310㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
11	a	財務省	関東財務局	一般	—	甲府合同庁舎	山梨県甲府市丸の内1-1-18	検討	甲府合同庁舎は、余剰（約500㎡）が生じていることから、借受庁舎である関東信越厚生局山梨事務所及び自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
12	a	財務省	東京国税局	一般	—	光が丘資料センター	東京都練馬区高松6-4604-3	是正	光が丘資料センターは、余剰（約140㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、有効活用を図る必要がある。
13	a	財務省	高松国税局	一般	—	長尾税務署庁舎	香川県さぬき市長尾西字筒井871番1	留意	長尾税務署庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約230㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
14	a	財務省	九州財務局	一般	—	鹿児島合同庁舎	鹿児島県鹿児島市山下町13-8外	検討	鹿児島合同庁舎は、入居官署の移転に伴い余剰が生じることから、鹿児島労働局の借受庁舎及び九州農政局鹿児島市小川町庁舎を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
15	a	財務省	門司税関	一般	—	大分港湾合同庁舎	大分県大分市大字海原字地浜916-5	検討	大分港湾合同庁舎は、余剰（約100㎡）が生じていることから、周辺地域に所在する官署を移転入居させ、有効活用を図る必要がある。
16	a	財務省	門司税関	一般	—	戸畑税関支署庁舎	福岡県北九州市戸畑区川代2-75-1	留意	戸畑税関支署庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約430㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
17	a	厚生労働省	宮城労働局	一般	—	石巻合同庁舎	宮城県石巻市泉町4丁目39-15外	検討	石巻合同庁舎は、余剰（約160㎡）が生じていることから、石巻・鮎川合同森林事務所（宮城北部森林管理署）の屋外倉庫の機能を移転させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
18	a	厚生労働省	職業安定局	労働保険	雇用	上石神井庁舎	東京都練馬区上石神井4丁目534番2	検討	労働基準局と共同管理している上石神井庁舎は、余剰（約150㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
19	a	厚生労働省	労働基準局	労働保険	労災	厚生労働省上石神井庁舎	東京都練馬区上石神井4丁目534番11	検討	職業安定局と共同管理している厚生労働省上石神井庁舎は、余剰（約150㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
20	a	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	雇用	八幡公共職業安定所	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-22-9	検討	八幡公共職業安定所は、余剰（約690㎡）が生じていることから、八幡労働総合庁舎に入居し余剰のある北九州西労働基準監督署及び借受庁舎で余剰のある八幡公共職業安定所黒崎駅前庁舎と一体的な非効率使用の改善に向けた方策を検討する必要がある。
21	a	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	労災	北九州西労働基準監督署	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-22-6	検討	北九州西労働基準監督署は、余剰（約290㎡）が生じていることから、八幡労働総合庁舎に入居し余剰のある八幡公共職業安定所及び借受庁舎で余剰のある八幡公共職業安定所黒崎駅前庁舎と一体的な非効率使用の改善に向けた方策を検討する必要がある。
22	a	厚生労働省	長崎労働局	労働保険	労災	江迎労働基準監督署	長崎県佐世保市江迎町長坂123-19	留意	江迎労働基準監督署は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約190㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
23	a	厚生労働省	長崎労働局	一般 労働保険	— 雇用	江迎公共職業安定所	長崎県佐世保市江迎町長坂182-4	留意	江迎公共職業安定所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約120㎡）が生じていることから、有効活用に向けた取組を行う必要がある。
24	a	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	北見事務所庁舎 （北海道森林管理局）	北海道北見市北斗町3丁目65番4	留意	北見事務所庁舎（北海道森林管理局）は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約320㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
25	a	農林水産省	網走開発建設部	一般	—	北見農業事務所	北海道北見市中央三輪7丁目446番62	留意	北見農業事務所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約170㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
26	a	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	中信森林管理署奈良井森林事務所	長野県塩尻市大字奈良井字川原790-14	検討	中信森林管理署奈良井森林事務所は、倉庫が未使用（約60㎡）であることから、具体的な処理方針を策定し、有効活用を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
27	a	農林水産省	名古屋植物防疫所	一般	—	小松空港出張所 (名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所)	石川県小松市浮柳町	検討	小松空港出張所(名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所)は、組織改編に伴う新たな事務室等の取得等を要望していることから、余剰が生じている大阪航空局小松空港事務所へ移転入居し、狭隘解消を図る必要がある。
28	a	国土交通省	室蘭開発建設部	一般	—	苫小牧道路事務所	北海道苫小牧市日吉町2丁目1-1外	留意	苫小牧道路事務所は、余剰(約200㎡)が生じていることから、管内の道路事務所集約化計画を着実に推進する等により、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
29	a	国土交通省	室蘭開発建設部	一般	—	苫小牧港湾事務所(一)	北海道苫小牧市末広町1丁目28-1	留意	苫小牧港湾事務所(一)は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約190㎡)が生じていることから、非効率使用への対応について検討する必要がある。
30	a	国土交通省	大阪航空局	安全	空港	小松空港 (大阪航空局小松空港事務所)	石川県小松市浮柳町	検討	小松空港(大阪航空局小松空港事務所)は、余剰(約120㎡)が生じていることから、組織改編に伴う新たな事務室等の取得等を要望している名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所を移転入居させ、有効活用を図る必要がある。
31	a	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	土佐国道工事事務所庁舎	高知県高知市江陽町67-1外	留意	土佐国道工事事務所庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約430㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
32	a	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	高知工事事務所庁舎第1号	高知県高知市六泉寺町宇古糞南ノ丸96-7	留意	高知工事事務所庁舎第1号は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約350㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
33	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	長崎河川国道事務所	長崎県長崎市宿町316番1外6筆	留意	長崎河川国道事務所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約540㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
34	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市下牧町乙46-1外2筆	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策などについて検討する必要がある。
35	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市安宅新町△43外9筆	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
36	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市安宅新町ナ68外1筆	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
37	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市城南町15	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
38	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市浮城町14-1	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
39	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市浮城町18-1外1筆	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
40	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市丸の内町2丁目71	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
41	a	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市丸の内町2丁目91	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
42	a	会計検査院	会計検査院	一般	—	王子書庫	東京都北区王子6-7-151	検討	王子書庫は、敷地の一部（約600㎡）及び旧倉庫棟等が非効率な使用となっていることから、庁舎の一部についての用途廃止等を含めた有効活用策を検討し、非効率使用の改善を図る必要がある。
43	b	内閣府	中国管区警察局総務 監察・広域調整部	一般	—	広島県情報通信部	広島県広島市中区基町9番42号	検討	広島県情報通信部は、借受倉庫の一部及び借受駐車場（3台）を、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
44	b	法務省	盛岡地方法務局	一般	—	水沢支局	岩手県奥州市水沢区字多賀97外	是正	水沢支局は、借受駐車場（18台）が非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
45	b	法務省	長野地方法務局	一般	—	諏訪支局	長野県諏訪市大手1-754-19	検討	諏訪支局は、借受駐車場（36台）が非効率な使用となっていることから、駐車場の一部について借受解消を図る必要がある。
46	b	厚生労働省	東北厚生局	一般	—	東北厚生局山形事務所	山形県山形市香澄町2-2-36	検討	借受庁舎である東北厚生局山形事務所は、余剰（約160㎡）が生じている東北財務局山形財務事務所庁舎等へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
47	b	厚生労働省	関東信越厚生局	一般	—	関東信越厚生局山梨事務所	山梨県甲府市相生1-4-23	検討	借受庁舎である関東信越厚生局山梨事務所は、余剰（約500㎡）が生じている甲府合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
48	b	厚生労働省	岐阜労働局	労働保険	雇用	岐阜新卒応援ハローワーク	岐阜県岐阜市吉野町6-31	是正	岐阜新卒応援ハローワークは、借受駐車場（4台）が非効率な使用となっていることから、駐車場の一部について借受解消を図る必要がある。
49	b	厚生労働省	岐阜労働局	労働保険	雇用	岐阜労働局金町庁舎	岐阜県岐阜市金町4-30	是正	借受庁舎である岐阜労働局金町庁舎は、余剰（約90㎡）が生じており、借受駐車場（4台）が非効率な使用となっていることから、庁舎及び駐車場の一部について借受解消を図る必要がある。
50	b	厚生労働省	岐阜労働局	労働保険	労災	岐阜労働局労災補償課分室	岐阜県岐阜市金宝町1-3	検討	借受庁舎である岐阜労働局労災補償課分室は、余剰（約110㎡）が生じている岐阜合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
51	b	厚生労働省	広島労働局	労働保険	雇用 労災	広島労働局職業安定部	広島県広島市中区八丁堀5-7	検討	広島労働局職業安定部は、借受駐車場（2台）を、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
52	b	厚生労働省	広島労働局	労働保険	雇用	広島公共職業安定所及び広島 東公共職業安定所保管庫	広島県広島市中区八丁堀5-7	検討	借受書庫である広島公共職業安定所及び広島東公共職業安定所保管庫は、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
53	b	厚生労働省	広島労働局	労働保険	雇用	広島公共職業安定所	広島県広島市中区上八丁堀8-2外	検討	広島公共職業安定所は、借受駐車場（2台）を、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
54	b	厚生労働省	鹿児島労働局	労働保険	労災	鹿児島労働局労災補償課分室	鹿児島県鹿児島市東千石町14番10号	検討	借受庁舎である鹿児島労働局労災補償課分室は、入居官署の移転に伴い余剰が生じる鹿児島合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
55	b	厚生労働省	鹿児島労働局	労働保険	雇用	鹿児島労働局職業安定部	鹿児島県鹿児島市西千石町1番1号	検討	借受庁舎である鹿児島労働局職業安定部は、入居官署の移転に伴い余剰が生じる鹿児島合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
56	b	厚生労働省	鹿児島労働局	労働保険	雇用	鹿児島労働局職業安定部別館	鹿児島県鹿児島市西千石町1番32号	検討	借受庁舎である鹿児島労働局職業安定部別館は、入居官署の移転に伴い余剰が生じる鹿児島合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
57	b	厚生労働省	鹿児島労働局	労働保険	雇用	雇用調整助成金申請受付・審査コーナー	鹿児島県鹿児島市西千石町1番1号	検討	借受庁舎である雇用調整助成金申請受付・審査コーナーは、入居官署の移転に伴い余剰が生じる鹿児島合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
58	b	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	雇用	マザーズハローワーク北九州	福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1	検討	借受庁舎であるマザーズハローワーク北九州は、余剰（約90㎡）が生じていることから、庁舎の一部について借受解消を図る必要がある。
59	b	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	雇用	八幡公共職業安定所黒崎駅前庁舎	福岡県北九州市八幡西区黒崎3-15-3	検討	借受庁舎である八幡公共職業安定所黒崎駅前庁舎は、余剰（約330㎡）が生じていることから、八幡労働総合庁舎に入居し余剰のある八幡公共職業安定所及び北九州西労働基準監督署と一体的な非効率使用の改善に向け、借受解消等を検討する必要がある。
60	b	厚生労働省	佐賀労働局	労働保険	雇用	鹿島公共職業安定所	佐賀県鹿島市高津原字二本松3524-3	検討	鹿島公共職業安定所は、借受駐車場（30台）が非効率な使用となっていることから、駐車場の一部について借受解消を図る必要がある。
61	b	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	糸魚川事務所	新潟県糸魚川市横町5-68-2	検討	敷地を借り受けている糸魚川事務所は、非効率な使用となっており、存置する必要がないことから、借受解消を図る必要がある。
62	b	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	中信森林管理署姫川治山事業所庁舎	新潟県糸魚川市南押上2-5-25	検討	敷地を借り受けている中信森林管理署姫川治山事業所庁舎は、非効率な使用となっていることから、一部（約450㎡）について借受解消を図る必要がある。
63	b	防衛省	北海道防衛局	一般	—	自衛隊函館地方協力本部江差地域事務所	北海道檜山郡江差町字姥神町10-13	検討	借受庁舎である自衛隊函館地方協力本部江差地域事務所は、余剰（約70㎡）が生じている江差地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
64	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所	秋田県大仙市大曲田町326	検討	借受庁舎である自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所は、余剰（約520㎡）が生じている秋田地方務局大曲支局へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
65	b	防衛省	南関東防衛局	一般	—	自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所	山梨県甲府市酒折2-2-7	検討	借受庁舎である自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所は、余剰（約500㎡）が生じている甲府合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
66	b	防衛省	九州防衛局	一般	—	自衛隊福岡地方協力本部小倉募集案内所	福岡県北九州市小倉北区下到津5-108-4	是正	借受庁舎である自衛隊福岡地方協力本部小倉募集案内所は、職員が非常駐の低稼働な庁舎であることから、借受解消を図る必要がある。
67	b	防衛省	九州防衛局	一般	—	自衛隊長崎地方協力本部琴海地域事務所	長崎県長崎市琴海村松町704-14	検討	借受庁舎である自衛隊長崎地方協力本部琴海地域事務所は、余剰（約30㎡）が生じており、借受駐車場（5台）が非効率な使用となっていることから、庁舎及び駐車場の一部について借受解消を図る必要がある。
68	c1	法務省	水戸地方務局	一般	—	鹿嶋支局	茨城県鹿嶋市宮下5-20-4	是正	鹿嶋支局は、建物及び工作物の国有財産台帳の増減事由に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
69	c1	財務省	名古屋国税局	一般	—	中川税務署	愛知県名古屋市中川区尾頭橋1丁目701番外1筆	是正	中川税務署は、土地の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
70	c1	財務省	名古屋国税局	一般	—	熱田税務署	愛知県名古屋市熱田区花表町701	是正	熱田税務署は、土地の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
71	c1	財務省	名古屋国税局	一般	—	下田税務署	静岡県下田市6丁目365-1	是正	下田税務署は、土地の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
72	c1	厚生労働省	富山労働局	労働保険	労災	砺波労働基準監督署	富山県砺波市広上町5-3	留意	砺波労働基準監督署は、権利関係が不明確なまま市有財産を利用（通行）していることから、市との間で権利関係を整理する必要がある。
73	c1	厚生労働省	三重労働局	一般 労働保険	— 労災	熊野労働基準監督署	三重県熊野市井戸町字大芝672番3	是正	熊野労働基準監督署は、一般会計である土地に、労働保険特別会計である建物の一部や倉庫、物置を設置していることから、有償整理する必要がある。
74	c1	厚生労働省	岐阜労働局	労働保険	労災	岐阜労働基準監督署庁舎	岐阜県岐阜市五坪1-9-1	是正	岐阜労働基準監督署庁舎は、土地の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることなどから、国有財産台帳に反映する必要がある。
75	c1	厚生労働省	岐阜労働局	労働保険	雇用	岐阜公共職業安定所	岐阜県岐阜市五坪1-9-1	是正	岐阜公共職業安定所は、土地の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることなどから、国有財産台帳に反映する必要がある。
76	c1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	岩手南部森林管理署遠野支署庁舎	岩手県遠野市東館町13-2	是正	岩手南部森林管理署遠野支署庁舎は、財産管理に不備があることから、財産の使用実態に合わせ、国有財産台帳に反映する必要がある。
77	c1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	岐阜森林管理署岐阜森林事務所	岐阜県岐阜市立洞2-6外	是正	岐阜森林管理署岐阜森林事務所は、財産管理に不備があることから、財産の使用実態に合わせ、国有財産台帳に反映する必要がある。
78	c1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	名古屋事務所	愛知県名古屋市中川区熱田西町108-1	是正	名古屋事務所は、財産管理に不備があることから、財産の使用実態に合わせ、国有財産台帳に反映する必要がある。
79	c1	国土交通省	函館開発建設部	一般	—	江差港湾事務所	北海道檜山郡江差町字姥神町159番2	是正	江差港湾事務所は、敷地の一部が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
80	c1	国土交通省	室蘭開発建設部	一般	—	苫小牧河川事務所	北海道苫小牧市字柏原32-40	留意	苫小牧河川事務所は、隣接所有者の土地に対する地役権が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
81	c1	国土交通省	室蘭開発建設部	一般	—	苫小牧港湾事務所（三）	北海道苫小牧市汐見町1丁目172	検討	苫小牧港湾事務所（三）は、港湾事業用地の面積が国有財産台帳と登記簿で相違していることから、必要な調査をし、その結果を反映する必要がある。
82	c1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	飯野川出張所	宮城県石巻市成田字根岸山畑5-7	是正	飯野川出張所は、国土調査による成果を国有財産台帳に反映していなかったことから、国有財産台帳に反映する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
83	c1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	江戸川河口出張所	東京都江戸川区東篠崎町250	是正	江戸川河口出張所は、建物及び工作物が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
84	c1	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	吉野川ダム統合管理事務所庁舎	徳島県三好市池田町字西山谷尻 4235-1外	是正	吉野川ダム統合管理事務所庁舎は、財産管理に不備があることから、財産の使用実態に合わせ、国有財産台帳に反映する必要がある。
85	c1	防衛省	東海防衛支局	一般	—	陸上自衛隊守山駐屯地小幡訓練場	愛知県名古屋守山区小幡4- 1601-1外3筆	是正	陸上自衛隊守山駐屯地小幡訓練場は、土地の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
86	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	石巻・鮎川合同森林事務所 (宮城北部森林管理署)	宮城県石巻市宜山町7外	検討	石巻・鮎川合同森林事務所(宮城北部森林管理署)は、余剰(約550㎡)が生じている石巻法務合同庁舎等へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
87	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	大曲森林事務所 (秋田森林管理署)	秋田県大仙市上大町535-3	検討	大曲森林事務所(秋田森林管理署)は、余剰(約520㎡)が生じている秋田地方法務局大曲支局へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
88	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	土淵・上郷合同森林事務所 (遠野支署)	岩手県遠野市材木町110-11	検討	土淵・上郷合同森林事務所(遠野支署)は、余剰(約270㎡)が生じている岩手南部森林管理署遠野支署庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
89	d1	農林水産省	九州農政局	一般	—	九州農政局鹿児島市小川町庁舎	鹿児島県鹿児島市小川町3-8	検討	九州農政局鹿児島市小川町庁舎は、入居官署の移転に伴い余剰が生じる鹿児島合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
90	d2	法務省	東京法務局	一般	—	東京法務局練馬出張所	東京都練馬区春日町5-2954-1	是正	東京法務局練馬出張所は、敷地の一部が区道の用に供されており公用財産としての機能を有していないことから、その部分について用途廃止する必要がある。
91	d2	財務省	東海財務局	一般	—	岐阜合同庁舎	岐阜県岐阜市金竜町5-13	是正	岐阜合同庁舎は、隣接する駐車場(46台)が非効率な使用となっており、存置する必要がないことから、用途廃止する必要がある。
92	d2	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	署庁舎 (渡島森林管理署)	北海道二海郡八雲町出雲町13-4	是正	署庁舎(渡島森林管理署)は、敷地の一部が町道の用に供されており公用財産としての機能を有していないことから、その部分について用途廃止する必要がある。
93	d2	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	留辺蘂合同森林事務所 (網走中部森林管理署)	北海道北見市留辺蘂町栄町82番1 外	是正	留辺蘂合同森林事務所(網走中部森林管理署)は、留辺蘂合同森林事務所敷地の一部及び旧留辺蘂貯木場敷地が非効率な使用となっていることから、その部分について用途廃止する必要がある。
94	d2	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	苫小牧合同森林事務所 (胆振東部森林管理署)	北海道苫小牧市若草町4丁目4番8 号	是正	苫小牧合同森林事務所(胆振東部森林管理署)は、庁舎の一部が非効率な使用となっていることから、その部分について用途廃止する必要がある。
95	d2	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	旧留辺蘂事務所 (網走中部森林管理署)	北海道北見市留辺蘂町栄町33番11	是正	旧留辺蘂事務所(網走中部森林管理署)は、庁舎が既に廃止されており公用財産としての機能を有していないことから、用途廃止する必要がある。
96	d2	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	清水港湾事務所下田作業基地	静岡県下田市須崎字福浦1735番4 外15筆	是正	清水港湾事務所下田作業基地は、敷地の一部が市道の用に供されており公用財産としての機能を有していないことから、その部分について用途廃止する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
97	d2	最高裁判所	金沢地方裁判所	一般	—	金沢地方裁判所小松支部庁舎	石川県小松市小馬出町11	留意	金沢地方裁判所小松支部庁舎は、敷地の一部が市道の用に供されており公用財産としての機能を有していないことから、その部分について用途廃止する必要がある。

2. 研修施設の使用実態

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	人事院	人事院事務総局会計課	一般	—	公務員研修所庁舎	埼玉県入間市宮寺3131	検討	公務員研修所庁舎は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
2	a	法務省	札幌高等検察庁	一般	—	法務総合研究所札幌支所	北海道札幌市東区北28条東3丁目3番1	検討	法務総合研究所札幌支所は、研修施設、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
3	a	法務省	仙台高等検察庁	一般	—	法務総合研究所仙台支所	宮城県仙台市青葉区川内澁橋通5-2	検討	法務総合研究所仙台支所は、研修施設、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
4	a	法務省	名古屋高等検察庁	一般	—	法務総合研究所名古屋支所	愛知県名古屋市北区浪打町2-7-1	検討	法務総合研究所名古屋支所は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
5	a	法務省	広島矯正管区	一般	—	矯正研修所広島支所研修寮	広島県広島市中区吉島西2-735-6	検討	矯正研修所広島支所研修寮は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
6	a	法務省	広島高等検察庁	一般	—	広島法務総合庁舎 (法務総合研究所広島支所)	広島県広島市中区上八丁堀2-2	検討	広島法務総合庁舎（法務総合研究所広島支所）は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
7	a	法務省	福岡高等検察庁	一般	—	法務総合研究所福岡支所	福岡県福岡市中央区小笹1-21-135	検討	法務総合研究所福岡支所は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
8	a	財務省	函館税関	一般	—	函館港湾合同庁舎 (税関研修所函館支所)	北海道函館市海岸町192、203	検討	函館港湾合同庁舎（税関研修所函館支所）は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
9	a	財務省	税務大学校	一般	—	税務大学校札幌研修所	北海道札幌市西区八軒5条西8丁目95-28	検討	税務大学校札幌研修所は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
10	a	財務省	税務大学校	一般	—	税務大学校大阪研修所	大阪府枚方市香里ヶ丘10丁目1-9外	検討	税務大学校大阪研修所は、運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
11	a	財務省	大阪税関	一般	—	本関分室	大阪府大阪市港区海岸通1-5-1	検討	本関分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
12	a	財務省	税務大学校	一般	—	税務大学校広島研修所	広島県広島市南区霞1丁目16-11	検討	税務大学校広島研修所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
13	a	農林水産省	東北農政局	一般	—	東北農政局土地改良技術事務所庁舎	宮城県仙台市宮城野区幸町3-505-3	検討	東北農政局土地改良技術事務所庁舎は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
14	a	国土交通省	航空局	安全	空港	航空保安大学校岩沼研修センター	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	検討	航空保安大学校岩沼研修センターは、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
15	a	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	東北技術事務所	宮城県多賀城市桜木3-6-1	検討	東北技術事務所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
16	a	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	北陸技術事務所	新潟県新潟市西区山田2310-5	検討	北陸技術事務所は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
17	a	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	中部技術事務所	愛知県名古屋市中区大幸南1-114外3筆	検討	中部技術事務所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
18	a	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	近畿技術事務所	大阪府枚方市山田池北町1818-1	検討	近畿技術事務所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
19	a	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	四国技術事務所庁舎第1号	香川県高松市牟礼町牟礼字岡1545番外	検討	四国技術事務所庁舎第1号は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
20	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	九州技術事務所	福岡県久留米市高野1丁目3435-5	検討	九州技術事務所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
21	a	最高裁判所	仙台高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所仙台分室	宮城県仙台市青葉区片平1-141	検討	裁判所職員総合研修所仙台分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
22	a	最高裁判所	最高裁判所事務総局 経理局	一般	—	司法研修所別館	埼玉県和光市南2-1535-20	検討	司法研修所別館は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
23	a	最高裁判所	大阪高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所大阪分室	大阪府吹田市桃山台5-3-3	検討	裁判所職員総合研修所大阪分室は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
24	a	最高裁判所	広島高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所広島分室 庁舎	広島県広島市中区上八丁堀2番3	検討	裁判所職員総合研修所広島分室庁舎は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
25	a	最高裁判所	福岡高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所福岡分室	福岡県福岡市中央区西公園249外7筆	検討	裁判所職員総合研修所福岡分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
26	a	会計検査院	会計検査院	一般	—	会計検査院安中研修所	群馬県安中市嶺字下原34-1外	検討	会計検査院安中研修所は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
27	d2	内閣府	北海道警察本部	一般	—	北海道警察学校北見方面分校	北海道北見市中央三輪7丁目446番69	検討	北海道警察学校北見方面分校は、運動施設の稼働率が低調であることから、その部分について用途廃止する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
28	d2	総務省	情報通信政策研究所	一般	—	情報通信政策研究所	東京都国分寺市泉町2丁目102-3	検討	情報通信政策研究所は、運動施設が使用されていないことから、その部分について用途廃止する必要がある。また、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
29	d2	経済産業省	大臣官房会計課	一般	—	研修所庁舎	東京都東村山市富士見町5-4-36	是正	研修所庁舎は、運動施設及び庁舎の北側敷地の一部が使用されていないことから、その部分について用途廃止する必要がある。
30	d2	最高裁判所	札幌高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所札幌分室	北海道札幌市中央区南17条西14丁目1539-9	是正	裁判所職員総合研修所札幌分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であり、それらの改善が見込まれず、かつ他の代替施設での研修の実施に特段の支障がないことから、用途廃止する必要がある。
31	d2	最高裁判所	名古屋高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所名古屋分室	愛知県名古屋市中千種区若水2-202	是正	裁判所職員総合研修所名古屋分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であり、それらの改善が見込まれず、かつ他の代替施設での研修の実施に特段の支障がないことから、用途廃止する必要がある。
32	d2	最高裁判所	高松高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所高松分室	香川県高松市牟礼町牟礼字反熊678番5	是正	裁判所職員総合研修所高松分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であり、それらの改善が見込まれず、かつ他の代替施設での研修の実施に特段の支障がないことから、用途廃止する必要がある。

3. 港湾施設の使用実態

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	○2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (荷さばき地敷)	兵庫県明石市二見町東二見地先	是正	東播磨港（荷さばき地敷）は、一部で管理委託契約に基づく利用計画と現況が相違していることから、管理委託契約の利用計画と現況を一致させる必要がある。
2	○2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (道路敷)	兵庫県明石市二見町東二見地先	是正	東播磨港（道路敷）は、一部で管理委託契約に基づく利用計画と現況が相違していることから、管理委託契約の利用計画と現況を一致させる必要がある。
3	○2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (荷さばき地敷)	兵庫県高砂市高砂町地先	是正	東播磨港（荷さばき地敷）は、一部で管理委託契約に基づく利用計画と現況が相違していることから、管理委託契約の利用計画と現況を一致させる必要がある。
4	○2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (道路敷)	兵庫県高砂市高砂町地先	是正	東播磨港（道路敷）は、一部で管理委託契約に基づく利用計画と現況が相違していることから、管理委託契約の利用計画と現況を一致させる必要がある。
5	○2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (荷さばき地敷)	兵庫県加古川市別府町港町14の1 番地先	是正	東播磨港（荷さばき地敷）は、一部で管理委託契約に基づく利用計画と現況が相違していることから、管理委託契約の利用計画と現況を一致させる必要がある。
6	○2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (緑地敷)	兵庫県加古川市別府町港町14の1 番地先	是正	東播磨港（緑地敷）は、一部で管理委託契約に基づく利用計画と現況が相違していることから、管理委託契約の利用計画と現況を一致させる必要がある。